

3 白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例（案）について

1 基準を定める条例（案）の名称

「白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例（案）」

2 趣旨

平成24年8月に制定された子ども・子育て3法により、児童福祉法第34条の8の2の規定が新設されたことに伴い、市町村は、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備や運営について、条例でその基準を定めることになりました。

市町村が条例を定めるにあたっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその数は、厚生労働省令で定める基準（以下「国の基準」という。）に従い、また、その他の事項については、国の基準を参照し、地域の実情に応じて定めることとなります。

本市の条例（案）は、国の基準と異なる内容を定める特別な理由がないことから、国の基準と同様に策定します。

3 担当課等

白井市健康福祉部 児童家庭課 児童家庭班